

### 3 携帯電話・スマートフォンの取り扱いルールについて

近年、小・中学生の携帯電話・スマートフォン利用について、ネットいじめ・ネット犯罪等の事件に巻き込まれるケースが報道されています。新聞等でご存じの方も多いと思いますが、横浜市教育委員会では、これらの状況に対応して、家庭・地域・企業と連携した携帯電話・スマートフォンの正しい使い方の推進と、学校への原則持ち込み禁止を決定しました。本校でも、次のように決めました。趣旨をご理解のうえ、ご協力くださいますようお願いいたします。

#### ◆学校で守るべきこと

- 携帯電話・スマートフォンは学校へは持ち込まないこと。
- 特別の事情があって、児童が学校に携帯電話・スマートフォンを持ち込むときは、事前に学校長の了解を得ること。
- 学校長の了解を得て携帯電話・スマートフォンを学校へ持ち込む場合も学校での利用はせず、かばんに入れておくこと。

#### ◆家庭で責任をもつべきこと

- 家庭の判断（責任）で携帯電話・スマートフォンを持たせる場合は、児童の発達段階に応じた通話機能のみとし、Eメールを含むインターネット利用をさせないか、家庭で厳格なルール（サイトへのアクセスやメール利用について）を設けること。
- インターネットを利用する場合、児童の使用する場合、児童の使用する携帯電話・スマートフォンには、フィルタリング（有害サイトアクセス制限サービス）を必ず利用すること。
- インターネットを利用する場合、保護者は児童の携帯電話・スマートフォンの利用状況（友人等との連絡がどのようにされているかなど）を把握すること。
- 児童が携帯電話・スマートフォンを利用したために問題が生じた場合は、基本的には保護者の責任での対応をお願いします。